

- ◆児童手当用所得証明書
  - 提出が必要な方
    - 当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった方（1月から5月までの月分の手当の認定請求の場合は、前年の1月1日に住所がなかった方）
  - 証明する年
    - 認定請求日の前年分（1月から5月までは前々年分）
- ◆請求者の銀行等の口座番号など
- ◆この他、必要に応じて提出する書類があります。（養育する児童と別居している場合など）

### ●続けて手当を受ける場合

#### 現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうか確認をするためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

#### 現況届に必要な添付書類

- ◆年金加入証明書または申立書
- ◆前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書
- ◆この他、必要に応じて提出する書類があります。

### ●届出の内容が変わったとき

#### 他の市区町村に住所が変わるとき

- 前の市区町村へ ⇒ 受給事由証明書
- 新しい市区町村へ ⇒ 認定請求書

\* 転出後の市区町村での手続きに、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明が必要となりますので、転出の際にご準備ください。

#### 児童手当等の額が増額されるとき ⇒ 額改定認定請求書

\* 出生などにより支給対象となる児童が増えたときです。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

#### 児童手当等の額が減額されるとき ⇒ 額改定届

\* 年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったときです。

#### 児童手当の支給が終わるとき ⇒ 受給事由消滅届

\* 年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったときです。

#### 特例給付（法附則第6条給付または法附則第8条給付）

#### を受給するサラリーマンの方が退職したとき ⇒ 受給事由消滅届

\* 特例給付の受給者が退職して被用者（サラリーマン等）でなくなった場合には、所得制限により手当が受けられなくなりますので「受給事由消滅届」を提出してください。（会社を退職して厚生年金の資格がなくなった場合です）

#### 受給者の方が公務員になったとき

市区町村へ ⇒ 受給事由消滅届                      勤務先へ ⇒ 認定請求書

受給者の方が同じ市区町村の中で住所を変ったとき ⇒ 住所変更届

または養育している児童の住所が変わったとき

受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき ⇒ 住所変更届

（表1）                                      平成17年度所得制限限度額                                      （単位：万円）

扶養親族等の数	所得制限限度額（児童手当等）	所得制限限度額（特例給付）
0人	301.0	460.0
1人	339.0	498.0
2人	377.0	536.0
3人	415.0	574.0
4人	453.0	612.0
5人	491.0	650.0